

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）

2021 年 7 月 30 日

文化審議会博物館部会

約 70 年にわたって我が国の博物館の基盤整備に貢献してきた博物館法は、博物館を取り巻く環境が変化する中で、実態からの乖離や現代的課題への対応の必要性が指摘されてきた。2008 年に社会教育法等の一部を改正する法律案が成立した際にも、参議院文教科学委員会の附帯決議において、登録制度の見直しの必要性が指摘されている¹。

2017 年に公布・施行された文化芸術基本法²は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであった。

博物館は、この中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。

このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2018 年 6 月、文部科学省設置法が改正³され、一部を文部科学省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することになったことに伴い、2019 年 11 月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始した。

本とりまとめは、博物館が現代において求められる役割を果たしていくための法制度の在り方等について、博物館部会及びその下に設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において行ってきた審議の経過を報告するものである。

¹ 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2008 年 6 月 3 日 参議院文教科学委員会）

「五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」

² 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 73 号）

³ 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 51 号）

1. これからの博物館に求められる役割

1-1. 国内外の動向

(博物館法における規定)

- 博物館法では、博物館を以下の活動を目的とする機関と定義している。
 - イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
 - ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
 - ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする
- これら3つの基本的な機能については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の勧告¹や国際博物館会議（ICOM）の規約²等においても概ね同様であり、現在においても、国際的に共有されているものである。

(国内の関係する議論)

- 2003年に日本博物館協会がまとめた『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』³では、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しさを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。資料収集保管、調査研究、展示公開という博物館活動の基盤を強化しつつ、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割を充実するという方向性が示された。
- 日本博物館協会では、2012年に「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」⁴を制定し、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」を次のように定めている。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

¹ 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

² 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM 日本委員会）

³ 「博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館」（2003年3月 財団法人日本博物館協会）

⁴ 「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」（2012年7月 日本博物館協会）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。 |
|--|

- また、近年、地域社会において様々な現代的課題へ対応していくに当たって、博物館への期待が高まっている。
- 2001 年に成立した文化芸術振興基本法には、「美術館、博物館、図書館等の充実」が規定されており、前述の通り、2017 年の改正により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が本法の範囲に取り込まれた。
- このような観点から、2020 年には文化観光推進法¹が公布・施行された。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことを目指している。
- また、『知的財産推進計画 2020』においては、「文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める」ことが、「施策の方向性」として記載された。
- 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている²。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。

（国際的な議論の動向）

- 国際的な議論に目を向けると、ICOM では、「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ

¹ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和 2 年法律第 18 号）

² 2020 年 12 月に札幌市の「市民動物園会議」から提言された「札幌市動物園条例に関する提言書」においては、動物園等の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致すると考え、動物園は「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」を目的とするとしており、今後の動物園等の在り方の参考となるものである。

を目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」と定義している¹。

- 2015 年 11 月には、UNESCO の第 38 回総会において、現代の博物館の多様な社会的役割等を保護・促進するための各国の政策立案担当者への勧告²が行われた。ここでは、ミュージアムは「非営利の恒久的なサービス機関」と定義され、その役割について、次のように記載された。

「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」における記載（抜粋） ※ ICOM 日本委員会訳

- ・ 文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。
- ・ 文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。
- ・ 経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。
- ・ ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

- また、2019 年 9 月に京都で開催された第 25 回 ICOM 総会では、前述のミュージアムの定義の全面的な見直しが議論されるとともに、ICOM 日本委員会が提出した「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」の理念の徹底等の決議が採択された。定義については、慎重な意見が多く出されたことから、改正に至っていない。

ICOM 京都大会で提案された新しい博物館の定義案 ※ 日本博物館協会仮訳

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- これらの国内外の議論を総括すると、現代において、博物館は、収集・保管、

¹ 「イコム規約」（2017 年 6 月改訂 ICOM 日本委員会）

² 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015 年 11 月 20 日 UNESCO）

展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮することで、いわば「文化の結節点」として、以下の通り、現代社会における様々な事柄を「つなぐ」ことが期待されているといえる。

- ・既知と未知をつなぐ（触発、創造）

提示した資料・情報の価値にふれ、インスピレーションを得て、新たな価値を生み出す。

- ・知識・経験をつなぐ（探究、創発）

整理・公開した資料・情報を、学びの糧として探究を深める。

- ・世代をつなぐ（多世代交流、伝承）

過去から引き継いだ知識や経験を、世代を超えてわかちあい、同時代を共有できない未来の世代につなげる。

- ・人びとをつなぐ（交流、共創）

知る楽しみを通じて繋がりができ、人びとの居場所となり、様々な活動を生む。

- ・多様な文化・分野をつなぐ（多文化理解）

異なる文化との対話が生まれ、学問分野を超えた総合的な知をもたらし、多様な価値観への理解を促す。

- ・地域と人をつなぐ（土地への愛着、地域課題への対応）

資料の研究や調査を通じて、その土地の自然・歴史・文化や特色を学び、その土地で生きることへの誇りや愛着を育むとともに、地域の抱える課題に人びとが向き合うための媒介となる。

- ・住民（ホスト）と来訪者（ゲスト）をつなぐ（観光振興、地域活性化）

蓄積した資料・情報を通じて、地域の魅力や特色を紹介し、地域に関心をもつ人や訪れる人、移り住む人等の理解と、地域との交流を深める。

- ・自然と人間をつなぐ（環境保護）

博物館の活動を通じて、自然環境の理解を促し、環境の保護に貢献する。

（新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題）

- 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症と、それに伴う集客施設の使用制限措置が与えた社会的影響は甚大であった。多くの博物館も休館

や入場制限を余儀なくされた¹。

- この状況は、私たち人類にとって、実物（もの）に触れる感動と、実物（もの）を仲介として他者（ひと）と対話し、文化芸術について学びあうことがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなった。人びとが日常生活の中でこのような体験を得ることのできる身近な場として、地域の博物館の重要性が改めて認識されたといえる。
- 他方で、入館者数の減少に伴う入館料収入の激減等により、多くの館は極めて厳しい経営状況に置かれている²。また、入館者数だけを評価の指標とすることや、いわゆる「ブロックバスター展」に依存する経営の限界を指摘する声もあり、博物館は、デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、魅力の発信など多様なアプローチを模索している。
- 特に、デジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化と、インターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、ミュージアムの社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であるということが改めて認識された³。
- 新型コロナウイルス感染症をめぐり一連の経験は、博物館の本質的な価値を改めて認識する契機となった一方で、これまで博物館が緩やかに対応を迫られつつあった課題を浮き彫りにし、課題への対応を喫緊のものにしたといえる。

1－2. これからの博物館に求められる役割

（現代社会における博物館の存在意義）

¹ 2020年の緊急事態宣言下では、全国の博物館の約9割が一定期間の休館を行った。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか－緊急アンケート調査結果報告」 日本博物館協会 「博物館研究」令和3年4月号）

² 2019年と2020年の比較で、開館日数が約20%、入館者が約60%、入館料収入が約55%減少した。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか－緊急アンケート調査結果報告」 日本博物館協会 「博物館研究」令和3年4月号）

³ 2021年4月には、UNESCOが世界のミュージアムに新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響に関する報告書「Museums Around the World in the Face of COVID-19」を編集・発行している。同報告書では、「デジタル・テクノロジーの役割の拡大」に一節を割き、デジタル化を実施してコレクションの棚卸しを行い、教育やアウトリーチを支援することを求めている。また、同報告書ではミュージアムに対する公的支援の重要性についても警鐘を鳴らしており、早急な対策がなければ、国の文化政策におけるミュージアムの位置づけが危うくなる可能性があることを指摘している。

- このように、博物館法の制定から 70 年が経過し、博物館に求められる役割は大きく拡大し、多様化し、また高度化している。
- 博物館は、その多様な資料を通じて、人びとが過去を学び、現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、人びとが自らのアイデンティティーを形成し、確認する場である。
- 博物館は、生涯学習・社会教育機関としてすべての人びとに開かれた施設であり、市民参画や市民との協働を通じて、資料である「もの」と、「ひと」を結び付け、「もの」を介して「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場である。
- 博物館は、高度で専門的な調査研究を行うことにより、館蔵資料のみならず広く資料の価値を発見し、磨き上げ、その成果を広く市民と共有し、協働することを通じて、学術や文化芸術、教育の発展へ寄与し、新たな価値の創造を促進し、地域への愛着を育む場である。
- 博物館は、地域やそこに住む人びとが、それぞれ直面する様々な社会的課題に対して、資料や活動を通じて共に向き合い、地域社会や人びとの生活をさらに豊かにしていくことのできる場である。
- 博物館は、市民の「知る権利」を保障する。そのために実物資料のみならず、デジタル化された情報の積極的活用と共有を進めていく。

(博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割)

- これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

<基本的使命>

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

<今後必要とされる機能>

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献

- ・社会的包摂・社会統合への寄与
- ・地域の創生、活性化への貢献
- ・その他の地域社会における社会的課題への対応

○ これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

① 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

② 「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

④ 「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(必要となる取組)

- これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たしていくことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要となる。
- 博物館が、このような求められる役割を果たし、好循環を形成していくため

には、それぞれの館が自らに求められる役割を認識・確認しながら、その活動と経営を改善・向上し続ける必要がある。このために、実態との乖離が指摘されている現行の博物館法における登録制度等を見直し、各館の取組を促進する新たな枠組みを検討すべきである。

- その際、規模の大小にかかわらず、それぞれの館が上記の役割を果たしていくための「底上げ」と、工夫や挑戦を支援し「盛り立て」ていくことが重要である。また、短期的な成果や効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点で評価することについては、特に配慮する必要がある。
- 国や地方公共団体は、これからの時代の博物館に多様かつ高度な役割が求められることを認識し、その役割に応じた適切な支援を行うことが求められる。
- また、資料を実物として保存・継承していくことにとどまらず、体系的に整理・構築したデジタル・アーカイブを、インターネットを通じて情報発信し、その価値を多くの人びとと共有していくことも重要である。

2. 登録制度について

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

(現行制度の現状と課題)

- 現行法における登録制度・相当施設の指定は、戦後、公立館への補助と私立館への税制上の優遇を行い、全国で博物館を増加させていくという時代背景のもと、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みとして創設された。
- しかしながら、制定から約70年が経過し、また、当時全国で200館余りにすぎなかった博物館が5,000館を超えるまでになった¹現在、現行制度は以下の課題を抱えていると考えられる。
 - ① 設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されているため、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない（ただし、相当施設の指定には、設置者に関する要件はない。）。
 - ② 審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない。登録・相当施設の指定に係る基準のほかに「望ましい基準」が定められているが、その影響力は限定的となっている。
 - ③ 歴史的な経緯から、現在では登録・相当施設の指定に伴う各館のインセンティブが少なくなっており、博物館類似施設を含む我が国の博物館の2割程度しか登録・指定がなされていない（法律で規定されていない博物館類似施設が約8割に上る。）。

(法制度の在り方に関するこれまでの議論)

- 2007年6月に取りまとめられた「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議。以下、「2007年報告」という。）では、登録制度について、博物館の公益性を明確化する観点から、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」を設定し、博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査すること、それに伴い、都道府県等が行う審査に第三者機関が関与すること等が提言された。

¹ 社会教育調査

- しかしながら、翌年の 2008 年に行われた博物館法の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備と、運営状況の評価についての追記等が行われるのみで、2007 年報告の提言内容の大部分が反映されなかったことが、上記の参議院文教科学委員会の附帯決議にもつながった。
- 日本博物館協会においては、2007 年報告を踏まえて、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」が行われ、基本的方向性の整理と登録基準案の具体化等が行われている¹。
- また、日本学術会議においても、登録制度に関する提言が 2 度にわたって行われた。2017 年 7 月に公表された提言²では、登録博物館と相当施設について、新たな登録制度への一本化が提言された。更に、2020 年 8 月に公表された提言³では、①登録制度から認証制度への転換と、②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置が提言されている。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的)

- 上述の通り、登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった。
- 新しい制度は、このような公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、これからの社会において求められる役割を果たしていくため、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。
- 各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという観点からは、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある。
- また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」

¹ 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書 2017 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会

² 「提言 21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」(2017 年 7 月 日本学術会議)

³ 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017 年提言を踏まえて～」(2020 年 8 月 日本学術会議)

や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(制度の対象範囲)

- 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独立行政法人、大学、地方独立行政法人、民間の法人等についても広く対象とし、法人の形態ではなく、博物館としての活動を評価できるようにすべきである。
- 特に、国・独法が設置する博物館については、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を越えて複数の館が連携する際、その中核となるナショナル・センターとしての役割を果たして行くことが期待される。
- 民間の法人が設置する博物館については、博物館として一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、後述の審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。
- 公益性の審査に当たっては、財務・経営の状況やその透明性等について考慮する必要があると考えられ、設置主体の特性に応じて、どのような財務上の区分を対象とするかや、公益性と透明性をどのように担保するかなどについても検討が必要である。

(審査基準)

- 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価するものへと転換すべきである。
- 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じた実現可能性等の検討が求められる。

(審査主体・プロセス)

- 登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び指定都市教育

委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘されている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していくかが問題となる。

- 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録（認証）は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。
- 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織（以下、「第三者組織」という。）が一定の関与を行う在り方を検討すべきである。
- このような第三者組織の位置付け（地方公共団体の権限との関係を含む）については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。
- また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要となると考えられる。

（審査時の状態を維持・向上させる仕組み）

- 現行の登録制度は、登録要件に係る事項に変更があった場合に博物館が都道府県等へ届出を行い、登録の要件を欠くに至った場合には、登録の取消が行われることとなっているが、例えば、学芸員を配置していない館が登録されたままになっているなど、この仕組みがうまく機能していないと考えられる。
- 審査基準の転換に伴い、登録（認証）の更新制の導入や定期的な報告等により、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を継続的に図るための仕組みについての検討を行うべきである。
- 例えば、更新制を導入するのであれば、その期間については、10年程度が目安となると考えられるが、審査側と申請側両方の手続きに係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討が必要である。また、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。
- このような仕組みの検討に当たっては、各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある。

(連動した博物館振興策)

- このような制度の改正を行う前提として、登録（認証）のインセンティブをできる限り拡充することが極めて重要である。
- これまで措置されてきた全ての登録施設に対するインセンティブの拡充を検討していくとともに、新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。
- 全ての登録施設に対するインセンティブは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、③他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。
- 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館の資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、人材等のリソースやノウハウを共有することによって求められる役割を果たしていくための仕組みを提案する。
- ネットワークの形成による振興については、これから博物館に求められる役割をそれぞれの館が持続的に果たしていくための支援策として重要であり、登録制度の刷新を待たず早急に開始し、一定の時間を要すると考えられる各館の体制整備を支援していくことが望ましい。今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

【分野のイメージ】

- ・ 地域（県域、地域等）
- ・ 館種・資料（総合、歴史、郷土、自然史、科学、美術、動物園、水族館等）
- ・ 基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）
- ・ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）

3. 学芸員制度について

(学芸員資格・養成の在り方)

- 学芸員制度については、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないことや専門的職員としての任用・位置づけの不明確さなど、様々な課題が指摘されている。
- 学芸員制度の今後の在り方については、上記の課題を踏まえて、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要があることから、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き本部会において検討していく必要がある。
- 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験を認め、その処遇等の改善に資するため、上位の資格を創設すべきであるとの意見もあるが、実際の博物館の現場や養成を行う大学への影響等について、慎重に検討すべきであるとの意見も多くあった。学芸員の高度な専門性を奨励し、その処遇を改善することの必要性は論を俟たないところであり、日本図書館協会が行う「認定司書」のような、法律に基づく資格制度とは異なるかたちでの対応について検討していくことも有効であると考えられる。
- 学芸員補については、法制定時からの大学進学率の向上等の社会的環境の変化を反映した内容とする必要がある。ただし、学芸員補は短期大学における学芸員養成課程修了者の任用にかかる位置付けや、法第5条第3号に基づく試験認定・審査認定における勤務経験としての考慮、社会教育主事補や司書補の勤務経験を学芸員補とみなす運用等により、一定数活用されている実態があるため、現在の活用の実態と改正による行政上の影響等について評価すべきである。
- これらの議論と関連して、博物館の専門的職員としての学芸員とは別に、博物館の活動に関与する者を増やすための方策として、一定の資格を有する者または学芸員有資格者に対して「博物館士」等として資格や称号を付与してはどうかという意見もあった。2020年度より、文部科学省から委託を受けた実施機関が行う社会教育主事講習を修了した者等が「社会教育士」と称することのできる制度¹が開始したところであり、このような動きも参考としつつ、さらに検討を進める必要がある。

¹ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

(学芸員等の専門的職員の配置)

- 博物館に求められる役割が多様化・高度化することに伴い、中核的職員として活躍する学芸員のみならず、館種や規模に応じて、様々な専門的職員が必要となっている。海外の博物館においては、いわゆるキュレーターとは別に、例えば、保存・修理（コンサーベーター、レストアラー）、作品履歴管理（レジストラー）、教育普及（エデュケーター）等の専門人材による分業体制を取ることで、それぞれの専門性を活用している。また、デジタル化やマーケティング、ファンドレイジング等に関する専門人材が活躍する事例もある。
- 国内においても、一部の館でこのような専門人材を雇用する事例があるが、これからの博物館が、多様化・高度化する役割を果たしていくためには、その役割に応じた専門人材の確保が必要であり、新しい登録制度の枠組みの中では、このような観点も重視する必要がある。

(学芸員等の資質向上)

- また、現職の学芸員や上記のような様々な専門的職員をはじめとする博物館職員について、その資質を向上し、もって博物館全体の活動の充実を図ることは喫緊の課題である。多くの地方公共団体や相対的に規模の小さい博物館においては、財政難や人員不足により、出張を伴う研修への出席が困難な場合が多いことなどが指摘されており、研修を行う各主体の役割分担のもと、現職研修の一層の充実を図る必要がある。
- 加えて、登録制度の枠組みを見直すことに伴い、都道府県等の行政職員に対して、研修等の対応が必要になると考えられる。

4. 今後の検討について

- 本とりまとめでは、これから博物館に求められる役割と、その役割を果たして行くための法制度の在り方に関する方向性について、暫定的に提示した。今後、本部会において提示された方向性を踏まえて、法制上の整理や関係省庁との調整を行うとともに、ワーキンググループにおいて地方公共団体や多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリングや新たな制度の枠組みにおける対象となる館の数等のシミュレーションといった具体的な検討を行うこと等を通じて、制度設計を具体化していくことが必要となる。
- また、国内外の状況を踏まえて、博物館の定義等の関連する重要な課題についても、今後議論を行う必要がある。
- これら一連の改革を着実に実現させることにより、現代社会において、博物館が求められる様々な役割を果たしていくことを支援し、もって地域社会や人びとの生活が、持続可能な文化的基盤のもと、より創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことを期待するものである。

以 上

文化審議会博物館部会 委員名簿

(令和3年4月現在。◎:部会長、○:部会長代理)

(正委員)

◎	しまたに 島谷	ひろゆき 弘幸	独立行政法人国立文化財機構 理事長, 九州国立博物館長
	みやざき 宮崎	のりこ 法子	実践女子大学教授

(臨時委員)

	いでみつ 出光	さちこ 佐千子	公益財団法人出光美術館館長, 青山学院大学准教授
	いとう 伊藤	せいいち 誠一	美濃加茂市長
	うらしま 浦島	もよ 茂世	美術ライター
	おおさか 逢坂	えりこ 恵理子	国立新美術館長
	おおした 太下	よしゆき 義之	文化政策研究者, 同志社大学教授, 独立行政法人国立美術館理事
	かわばた 川端	きよし 清司	大阪市立自然史博物館館長
	こばやし 小林	まり 真理	東京大学教授
	ささき 佐々木	ひでひこ 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
	たかだ 高田	こうじ 浩二	海と博物館研究所所長
	なかむら 中村	いぢや 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
	にし 西野	よしあき 嘉章	東京大学総合研究博物館特任教授
○	はまだ 浜田	ひろあき 弘明	桜美林大学教授 (博物館学)
	はんだ 半田	まさゆき 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事
	ふるた 古田	りょう 亮	東京藝術大学大学美術館教授
	やがさき 矢ヶ崎	のりこ 紀子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニ ティ構想専攻教授

文化審議会博物館部会
法制度の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

(令和3年2月現在。◎:座長、○:座長代理)

	あおき ゆたか 青木 豊	國學院大學教授
	うちだ たけし 内田 剛史	早稲田システム開発株式会社 代表取締役
	こばやし まり 小林 真理	東京大学教授
	さく ま だいすけ 佐久間大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長
○	さ さ き ひでひこ 佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
	たけさこ ゆうこ 竹迫 祐子	(公財) いわさきちひろ記念事業団事務局長 ちひろ美術館主席学芸員
	しおせ たかゆき 塩瀬 隆之	京都大学総合博物館准教授
◎	はまだ ひろあき 浜田 弘明	桜美林大学教授，全日本博物館学会副会長
	はら ま ま こ 原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
	はんだ まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事

「博物館法の今後の在り方について（審議経過報告）」に対する
全国美術館会議の意見

全国美術館会議では、8月5日に予定されているヒアリングに向けて、急遽、理事監事、各研究部会長を通じて広く「博物館法の今後の在り方について（審議経過報告）」（以下「経過報告」）に対する意見聴取を図った。その集約についてさらに、ヒアリング対象者からの意見をもらい、以下に主な意見をまとめた。美術館という単一の館種のなかでも、規模の大小、さまざまな設置主体の違いと経営形態の差異等によって、統一した見解を打ち出すのが極めて困難であることは論を待たない。したがって、以下には相反する意見もあるし、軽重の差も館によって大きい。その点を了解のうえ、全国美術館の意見として受け止め、今後の論議に反映されることを強く望むものである。全美としての意見は、現在検討されている課題「博物館の在り方」「学芸員資格」の2点に絞って記載していく。

博物館の在り方：

* 非営利組織であること、社会教育施設であることの明確化。（ICOMなど国際的な博物館連合組織が謳うように、非営利組織の強調が必須であり、社会教育施設の役割が脆弱化する危機感と反発が強くある）

* 登録制度が維持される場合、「登録」のメリット、例えば税制上の優遇措置の実際などを明確にすること。また、認証制度等に変更される場合も、認可によるメリットと制限の明確化がぜひとも必要。

* 登録（認証制など別の仕組みになっても）の認可の審査基準を博物館美術館の多様化（館種、規模、指定管理等の運営形態）に対応できるものにする。

* 登録（認証）の審査基準には、外形的基準、職員の雇用形態、施設管理体制、運営内容等審査項目を明確にする。ただし、審査内容は法の条文に適さないか。審査を地方自治体に降ろすと、多様な館種の内容に踏み込んで審査できる人材の確保は到底おぼつかない。

* 調査研究機関としての公的な指定（科学研究費の取得資格と設置主体側の認知のため）

* 「望ましい博物館の在り方」に記載されていたように、正規雇用の学芸員の数的目安を掲げる。法の条文ではなく、審査基準に含ませることも可とする。（現行は正規非正規の記載なく数も一人いればいいと読めて明らかにされていない）

* 株式会社を設置主体と認めるには、公益法人制度がある現状からして十分な整理と論議が必要。実態把握のためには各種の設置主体、運営主体からのヒアリングを十分に行之、そのうえでの制度設計が必要。（一方で設置主体に関わりなく登録（認証）の資格に認めてもいいとの意見も）

学芸員資格：

- * 学芸員の経験と蓄積の重要性に鑑みた継続性の記載（法として記述できるかの懸念があるが、経験の蓄積によって培われる専門性の重要なことを法のうでで記述できるのが望ましい）
- * 「博物館の在り方」と重複するが、調査研究の推進のため学芸員が科研費の対象となれるよう美術館を科研費取得可の施設として指定する。申請手続きの簡略化が望まれる。博物館用の科研費枠を設定すべきとの意見もある。
- * 「上級学芸員」制度は、格差のもとになるため現場に合わない。反対意見が強い。
- * 多様化する職務を認識し、エデュケーター、レジストラー、保存修復士等を学芸員と同等の扱いとして明記する。もしくは学芸員概念を現状よりも広く規定する（一方で、小規模の美術館での分業の無理も指摘されている。各館に各種の人材をそろえることは実際には不可能なため、たとえば法文には「置くことができる」といった表現などで、学芸課内での職務の多様化に対応する法の条文にする）
- * 博物館実習をインターン制に替える。（現状は自然科学系の博物館実習の学生が美術館に来る）
- * 行政側にも学芸員を置き、文化政策の専門家を養成する。行政職の異動や専門性の継続確保が難しいと思われるが、名目だけに終わらない仕組みづくりを検討する。国も含めて、部下政策の専門家が現場にいないことは大きな負の要素である。
- * 学芸員のマネジメント教育にもっと力を入れる。
- * 「学芸員補」については賛否両論あり。
- * 法制度の問題ではないと思われるが、特に小規模館用の研修制度を望む声がある。

以上、「経過報告」の内容に沿って、美術館の現場が身をもって感じている必要性、意見、懸念等を挙げている。なかには法制度に直接かかわらない、あるいは条文として書き出すには適さない要素もあることを承知のうで、全美の暫定的な意見を記述した。財政難、人員不足にますますあえぎ、消耗の激しい美術館の現状も十分に認識いただき、今後の検討に全美からの声をぜひとも活かしていただきたい。

2021年8月2日

全国美術館会議 事務局
ヒアリングメンバー一同

2021 年 8 月 2 日

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）への意見

日本動物園水族館協会事務局

1. 博物館法について

①博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）（案）P.2 に「動物園、水族館、～等について、これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として検討をすすめるべきである。」と指摘されている。しかし、現状は動物園・水族館を博物館の一種と認識している人はそれほど多くは少ないと言えよう。

現行の博物館法は直接、動物園、水族館に言及していない。第 2 条第 1 項で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して～」との文面から、育成→生きものを扱う→動物園、水族館、植物園も含まれる、と解釈できる。国民に動物園、水族館も博物館の一種であることを理解してもらうために、法に動物園、水族館の文言を入れていただきたい。

②「動物の愛護と管理に関する法律」で動物園、水族館は「動物取扱業」として扱われている。自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に向けて活動している動物園、水族館をペットショップや猫カフェと同じ範疇の「同部 t 取扱業」として扱うことに疑問を感じる。

2. 登録制度について

①2018 年 12 月末現在の調査では日本動物園水族館協会（以下 JAZA と略称）加盟 151 施設（動物園 91、水族館 60）のうち、登録施設 11（動物園 2、水族館 9）、相当施設 75（動物園 44、水族館 31）となっている。加盟施設全体の割合で見ると登録施設は 7.3%、相当施設は 49.7%である。（2021 年 8 月現在の JAZA 加盟動物園は 90、水族館は 50）。

登録数が少ないのは登録要件を満たさないためと考えられる。

相当施設が JAZA 加盟園館の 50%弱を占めるのは、博物館の一員であるという意識の表れ。

登録するメリットが少ない。（④で再度説明）

②「審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていない」のはご指摘の通り。

③「登録制度から認証制度への転換と、認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関を設置すべき」という意見に賛成する。

JAZA は世界動物園水族館協会 WAZA が提唱する WAZA 加盟施設が 2023 年末までに動物福祉向上目標のためのスキームを構築する作業を行っている。

WAZA に加盟している JAZA 園館は現在 10 施設である。残り 130 の WAZA 非加盟施設については 10 年ほどかけて順次、動物福祉目標達成を目指していく予定である。

「いろいろな館種がある中で、形式的でなく活動主体で認証作業を公平に行う第三者機関」

をどのように設置するかが課題と考える。

「新しい制度が、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである」という方向性に賛成である。

「審査基準の転換に伴い、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を図るため登録（認証）の更新制の導入」は必須と考える。

「更新の期間については、10年程度を想定する」とあるが、JAZA も当面 10 年程度を想定している。しかし、WAZA 加盟協会の多くは 5 年程度を推奨しており、認証制度に習熟した段階で更新期間を短くする方向での見直しが必要と考えている。

④「登録施設に対するメリットは、大きく予算事業や地方交付税における支援の拡大、税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類される」が、以上に加えて JAZA としては、希少種保全に関わる動物移動に伴う許可関係書類手続きの簡素化を望む。（登録園館間の動物移動は届け出だけで良いなど）

⑤「ネットワークの形成による振興については、今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。」とある。

自然史を扱う館種として、生きた生物を扱う植物園をはじめ自然史系博物館とのネットワーク構築を進めたい。さらには動物とのかかわる民俗、絵画、文学当の広い分野での連携も進めるべきと考える。新しい博物館法によるサポートを期待する。

⑥ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）：動物園水族館は生きた動物の魅力を身近に伝える施設である。デジタル技術を応用したバーチャルなものはあくまで生の魅力を伝えるための補助的なものとする。主体はあくまで生きている動物で、その周辺情報の提供や、施設利用の利便性向上にデジタル技術を応用したい。

3. 学芸員制度について

①動物園水族館で働く職員に学芸員資格を持つものはいるが、学芸員として採用されている職員は皆無と言ってよい。組織として動物園水族館に学芸員をどのように定着させるかが課題となっている。

JAZA は飼育を担当する勤務歴 2 年以上の職員に対して飼育技師資格認定試験をおこない、飼育技術の向上を図っている。現在は来年度の実施を目指して係長級職員を対象にした上級試験の導入を検討している。

4. その他

①水産資源の持続的活用場として水族館の活動をサポートする超党派による議員立法「水族館支援法（水産庁所管?）」が検討されていると聞いている。水族館支援法の詳細は不明であるが、博物館法との関係を整理する必要がある。

**博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）に対する、
一般社団法人日本水族館協会の見解**

2021 年 8 月 4 日

一般社団法人日本水族館協会 事務局

はじめに

一般社団法人日本水族館協会は、水生生物を飼育・展示する施設が情報を共有し、より良い展示と飼育技術の発展を通して、水圏に生きる生物とその環境を国民に広く提供し、見て楽しみ、ふれあう機会を通して環境教育・海洋教育などに寄与することを目指しています。また、一般に水族館に展示される展示物・展示生物は、国内では広く流通する水産資源（水産物・食料）が多くを占め、その生きた姿を見せることにより環境保全と水産資源の持続的な利用・管理に関して啓発をすることも目的としています。

また、日本水族館協会の会員施設は、環境・科学的展示のみならず、漁業や食文化など文化人類学的な視点や食育やリサイクルなど多様な視点からの情報を提供することができる社会教育施設という側面も重要な機能であると考えています。

現在の博物館法の中に於いては、水族館についても、その展示生物種数や水槽の数など、あくまでも定量的な条件により規定されているものの、その質に関する指針や規定はありません。また、現行の博物館法に対して、水族館が博物館として認められることに対する明確な意味付けが認められない事も有り、博物館相当施設も含めて、日本の水族館及び水生生物の飼育施設が博物館となっている数は限定的となっています。

今後の博物館法改正により、水族館が博物館として認められることを積極的に推進するためには、それぞれの施設が享受できる博物館であることの意義が明確となり、また、施設の利用者である国民にとっても水族館が博物館であることの意義と意味を理解できる形で周知していただくことが肝要であると考えています。

それでは、以下本件に対する当協会からの意見を記載いたします。

1. 「これからの博物館に求められる役割」へのコメント

1-1. 国内外の動向 について

基本的な概念として、これからの博物館に求められる役割に対しては、賛同いたします。しかしながら、特に国際的な議論の動向の部分以降、ICOM が規定する博物館の非営利性という拘りには疑問を感じています。

なぜ非営利なのでしょう？

非営利であれ、営利であれ、その運営法人の形態にかかわらず、博物館として肝心な部分は施設の運営・経営に対する姿勢と目的意識の有無ではないかと考えています。

博物館施設として大切なのは、その展示や活動の質、何を伝えることを目指しているのかなのではないのでしょうか。

確かに営利を目的とする民間会社による経営では、利用者に対する選択性（利用料金などによる）や会社の経営方針によるバイアスがかかった運営になるかもしれません。しかし、非営利であっても、その財源や運営母体の方針によるバイアスは必ずかかるので、博物館を規定するうえで重要なことは、博物館の理念や展示方針と活動に対する基準を明確にすることで質を保つことが望まれ、その意味では、営利・非営利に関係は無いと考えます。

また、営利目的の民間の場合、その経済状況によりサービス量と質にかかわる合理的な変更や、場合によっては施設の閉鎖なども有り得るのですが、非営利としてこの状況は十分にあり得るものです。このコロナ禍により、社会と経済の状況が施設の運営に与える影響はより明確になった今、全ての施設が同様の危機に直面しているのではないかと考えています。

営利的な経営と、収益を上げるという事の違いは当然理解しておりますが、その上でも、積極的に収益を上げる経営無しに十分な運営資金をどう調達するのか、そして質の高いサービスの為に必要な優れた人材をどう確保するのかという部分に答えが見えません。

良い施設を維持して、良い展示を行い、利用者により良いサービス・情報を提供するためには費用が掛かります。それを認めたうえで、営利目的の民間企業が、しっかりとした理念や基準のもとに博物館を経営・運営することに何か不都合が有るのでしょうか。

営利・非営利の問題よりも大切なのは、施設として、博物館として明確で公平で正しい基準を作り、その基準を満たす事で認められた博物館に対して、財政を含めた様々な支援を可能とする法整備と、その周知により各施設が博物館となることを目指す意義付けができるかどうかではないかと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題 について

水族館という施設の特性として、その多くは屋内の密閉空間であり、また、展示する水槽の周辺には密状態が発生しやすい施設でもあります。

この為、今コロナ禍に於いて、経営的にも非常に難しい、これまでに想定してこなかった局面に対峙したという所では、他の多くの業態・施設と同様であったと思います。

また、コロナ以前同様に大型マーケティングイベントや特別展示等により、入館者数を増やすことをしても、利用者に博物館として本質的なサービスを提供しなければ、一時的な増加に留まり、長期的な視点では、損失でしかない（博物館の価値として）のかもしれません。

しかし、このような一時的な入館者増と収入増を評価指標の一つとすることは、その運営形式に関わらず集客施設としては一般的な見方となり、現場となる博物館施設はその必要性に逆らうことができない場合が多いのではないのでしょうか。このような入館者数を絶対的指標とする評価基準から脱し、博物館施設としての基準を守るための抑止力、また本来行うべきサービスを維持する基礎となる博物館法であり、その支援の仕組みであることが望ましいと考えます。

コロナ禍を受けて、新たな展示と情報発信の道としてデジタル技術は、今後さらに発展しより高度になっていくことは疑う余地がありません。

コロナ以降、様々な施設がそれぞれの領域で新しくデジタルによる情報発信に取り組み、一定の成果と新しい動きを作り出していることはご承知の通りです。

一方で、コロナ禍が一年以上経過した現在、逆にリアルに対する欲求も強くなってきているという事実、デジタルに対する飽和状態も出てきているように感じています。

本来、水族館等生物を飼育展示する施設は、「リアル」の展示がベースの施設であることに今後も変わりはなく、また、利用者もそれを望んでいるものと確信しています。

それを踏まえて、今後、どのような形でデジタルとリアルのハイブリッドを駆使して行くのかは、新たな技術の進歩に期待するところも大きく、新しい展示の為の技術の発展を積極的に模索していくことが肝心だと考えています。

1-2. これからの博物館に求められる役割 について

必要となる取り組みとして、経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要との指摘がありますが、ここで肝要なのは、循環そのものではなく、循環を作り出す環境とその推進力であると思います。それが正に新しい博物館法なのかもしれません。

そして、その基盤を積極的に利用し、必要な支援を享受するためには、博物館施設としての経営や運営方針、展示を含めた活動の充実など、基準や規定に準じてそれをクリアして行くことで、より良い支援を受けることが可能となり、その周知を進める事で博物館法とその法に基づく登録や認証を受けるための意義付けにもなるのではないのでしょうか。

2. 「登録制度について」へのコメント

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論 について

現行の制度が、現在の設置主体の多様性と必要性について全く対応ができないものとなっていることは疑う余地がありません。

これは、これまでの制度では、あくまでも外形的な基準・単なる枠を決めているだけで、博物館としての機能や質を問うものとはなっていないためで、もちろん現行法が制定された当時には現在の多様性は想定されていなかったのだと思います。

今回、博物館としての機能や活動の質を明確に問うものへと改正することで、博物館が存在する本質的な意味を考え、博物館となることの意味を公平かつ明確に規定することが必要なのではないのでしょうか。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的) について

まず、博物館に対する公的支援とは何なののでしょうか。

博物館に対する社会からの求めと役割は、その施設の特性や地域性により大きく異なると

思います。この多様な条件を、どのようにして定量化して審査や登録の基準とするのか、また、活動と経営の改善・向上に繋げていくのかが、このままでは分かりにくいと思います。同様に、「底上げ」と「盛り立て」というのは、実際に何を指して、どうする事なのかも概念的過ぎて分かりません。無論今後、これらは更に具体化されていくものと理解していますが、「雰囲気」ではない明確な言葉での記述を期待しています。

また、博物館としての認証や認定が有ることが国民（施設の利用者）にとってどのような意味が有るのか、改正博物館法で、どのような意味を持たせることを目指しているのかを明確にすることもとても重要になるのではないのでしょうか。

施設に対して、博物館として認証や認定を受ける事のインセンティブは必要ですが、その利用者である国民に対しても、認証や認定を受けた博物館を利用することの意味やインセンティブを明示しなくては、行政や博物館側の独りよがりな仕組みに終わってしまうのではないかと感じます。施設側がどのようなカテゴリーで認証されていたとしても、そのことが利用者にとってのアドバンテージにならないければ意味が無いのではないのでしょうか。

（制度の対象範囲）について

博物館法として、客観的に施設の機能・質を評価するものであることが望ましいと考えます。その施設を運営・経営する法人に対する審査（財務的、様々な分野でのコンプライアンスなど）は当然必要と考えますが、法人の形態が審査の最初の分岐になってしまえば、今後の博物館という施設の発展を妨げるものになるのではないのでしょうか。

民間に対しての公益性に対する審査というよりも、明確にして公平な基準を設け、その基準を満たす事で博物館として認められ、一定の支援を受ける資格が有るということを明確にし、全国の施設に周知することが必要ではないのでしょうか。逆に、公営の施設であっても、その機能やサービスの質、公益性が博物館として十分ではないと感ずることも多々あります。

博物館法として規定した基準をクリアする努力を受け入れて、博物館として認められることを目指す意思を持つ施設に対して、十分な支援を行う事ができることが大切であり、また、その確認作業としての審査であるなら納得もできる施設が多くなるものと考えます。

（審査主体・プロセス）について

登録施設や相当施設などという分類は今後もあるのでしょうか。

また、自治体による審査基準や質の不統一を指摘するよりも、博物館法の中で基本となる基準を国が設定し、自治体ごとに必要とされる追加要綱を入れることができるとする方が、より現状に即した形となり統一性のある審査基準や質を保てるのではないのでしょうか。

質を管理するという事であれば、やはり国が基準を一元的に管理し、それに基づいて、自治体が支援を行うようにした方が確実ではないかと考えます。

また、専門性が広範にわたる様々な博物館を調査・指導という事では第三者組織の必要性は明らかですが、ここでも博物館としての基幹部分と多様性のある専門部分の対応分担は必要であると考えます。

また、第三者組織は登録認定などの審査を行うことがその使命ではなく、中立的・客観的な調査機関として施設を調査・評価し、博物館として高い水準を保つための指導と支援を行う組織であってほしいと希望します。

（審査時の状態を維持・向上させる仕組み）について

審査時の状態を維持・向上させるためには、定期的な再審査というような、第三者による確認作業は必要だと思います。

北米を中心にした、欧米の水族館や動物園が加盟する AZA（Association of Zoos and Aquariums）では 5 年毎に会員資格再審査が有り、この再審査調査は、当該施設のあらゆる分野に関して詳細に行われています。通常 AZA 再審査チーム（加盟園館の代表などから選考されます）が当該施設に派遣されて 1 週間程度滞在し、それぞれの専門分野に関する調査と従業員へのランダムインタビューを行い、これをレポートとしてまとめます。

この調査により、不十分な点が検出されれば AZA より当該施設に改善勧告が送付され、その不十分な点が改善可能であれば、再審査を一度通過し、次回の再審査までにすべての点を改善することを期待されます。

しかしながら、次回の再審査で勧告された点に改善が見られない場合は、結果として会員資格のはく奪につながることも現実にあります。

（連動した博物館振興策）について

博物館法に登録認証を受けることによるインセンティブは当然重要で、これが無ければ登録などをしていくことに意味を与えることが難しくなります。

とは言え、全ての施設に同様のインセンティブを一律に与えるのではなく、その質や活動とその規模等により段階的に変化しても良いのではないかと思います。そして、各施設が質を上げていくための支援についても別途設定することにより、段階的に全体の底上げが図れるようにすることも大切だと考えます。

また、博物館に就労する人材、学芸員や技術者などが、その専門知識や技能をさらに高め、新しい技術や資格を身に付けるためには、その学習のために不在となる期間の日常的な業務のバックアップができる人材とその人材を確保するための財源が必要となることを無視することはできません。

この部分に対する支援策無しに、単に現場に対して新しい機会を創出・提供しても、結局その機会を享受できる者は限定的となり、博物館業界全体の質の向上には寄与しないものとなります。この為にも、業界全体で縦横に繋がり、連携して動くことのできる機能的なネットワークと人材プール及び、その仕組みを支える財源が必要となります。

3. 「学芸員制度について」へのコメント

(学芸員資格・養成の在り方)について

学芸員という資格については、まず資格ありきで始まっているところが本末転倒ではないかと考えています。

博物館の学芸員の本質は、その専門性、知識や情報であり、「学芸員」である事よりも、専門の学術領域においてのスペシャリストであること、修士や博士であることの方が本来大切なのではないのでしょうか。

また、学芸員の資格そのものに階層を作ることが処遇の改善に結びつくとも考えにくいと感じます。むしろ処遇の改善は、各施設での組織作りの中で行われるべきであり、そこに對して国や自治体からの財政的な支援が有れば実効性も生まれるのではないのでしょうか。

(学芸員等の専門的職員の配置)について

本来 curator は、その施設の curatorial 部門（蒐集部門）の責任者が持つタイトルである場合が多く、その部門の中で働くチームメンバーは、専門の教育や知識・経験を持つスペシャリスト達となっています。このチームメンバーは、それぞれの専門分野の中での有識者や修士・博士である場合も有ります。

また、施設には本文にも記載されているような様々な分野のスペシャリストたちが別途専門職として組織的に配置され、機能的な組織作りによって施設全体の質を高く維持することが可能となっている場合が、特に欧米の大型の施設では多く見られます。

一方日本では、現在でも学芸員が博物館のあらゆる業務に携わり、このため本来行うべき仕事、本分である専門的な研究活動や資料の管理などが十分にできない・できていない場合が多いことは良く知られています。

ここで学芸員の資格や制度を検討する前に、博物館という施設内での機能的な組織作りやそれを進めるための法整備や支援策を考えることの方が博物館の質を向上させることに直接寄与するのではないかと考えます。それらが整えられたうえでの資格やその階層なのではないかと考えます。

以上、簡単ではありますが、本審議経過報告に対する日本水族館協会からの意見提示とさせていただきます。

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）に対する意見

公益社団法人日本植物園協会 理事 中田政司

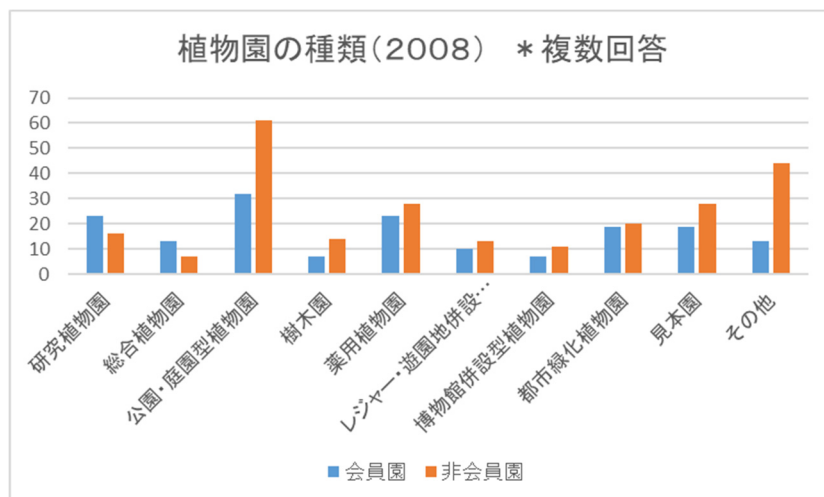
（富山県中央植物園 園長）

8月4日

1. これからの博物館に求められる役割

○ 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。（3頁）（下線部は中田による）

1) 植物園の多様性



日本植物園協会(2008)の『日本の植物園総合報告書』では、578園へのアンケート調査から273園の回答を得て(会員園103、その他170)、日本の植物園の現状が分析され、この中で日本の植物園は「様々な面で多様である」と特徴づけられている(図)。設立時期、活動状況・内容、規模面積、立地条件、展示・栽培植物の種類や規模、職員構成、設立母体、料金体系、

財源の種類・規模、運営組織などがバラエティーに富み、そもそも博物館法に定義される博物館の要件を満たさない植物園もあって、すべての植物園を博物館と位置づけることには無理がある。

具体的には、「イ）資料を収集し、保管(育成)する」という基盤的活動は共通しているが、「ロ）資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う」ことでは、一般公開していない園が15%あり、「ハ）あわせて資料に関する調査研究を行うこと」では、50.8%しか調査研究を行っておらず、その中でも組織的レベルで行っていると回答した園は22.1%にとどまっている。

一方で、博物館法にあるイ)、ロ)、ハ)の活動を設置条例に明記して総合植物園として位置づけるなど、実際に博物館として活動している植物園も20園(7.3%)ほどあるが、一般公衆には植物園＝きれいな花や珍しい植物のある公園というイメージが先行し、博物館としての機能が時として設置者である行政関係者にも十分理解されてないという現実がある。

植物園は多様であり、その内容を一つの定義によって一律に括る事は、植物園の多方面にわたる貢献や活動を制約するおそれがある(日本植物園協会 2008)。このような多様性を尊重しつつ、共通する社会

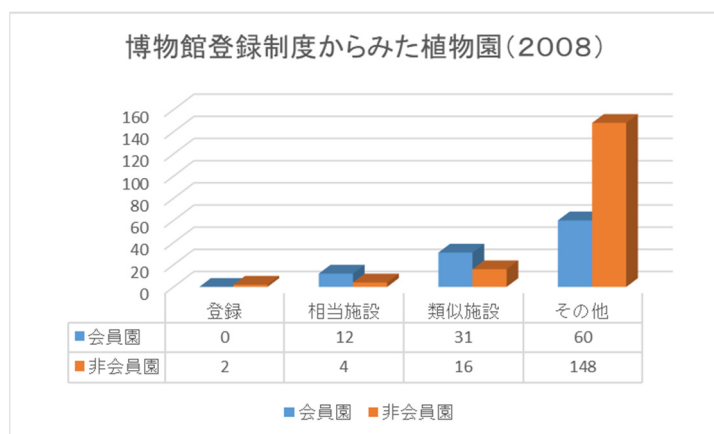
的役割を果たすことができるような新しい博物館法の枠組みが必要である。また、従来の博物館法の制度下で実際に博物館として活動している植物園に対しては、新しい制度下でもそのことが設置者、管理者、利用者一般公衆それぞれに認識・理解されるような制度を期待する。

2) 植物園の社会的役割

日本植物園協会は植物園の社会的役割として、「ふるさとの植物を守ろう」をスローガンに、日本の絶滅危惧植物の保全に関する様々な取り組みを行なっている。これらは SDGs の生物多様性損失の阻止を図るという目標のターゲットでもある。2015 年には環境省との間で「生物多様性保全協定書」を締結し、連携して絶滅危惧種の保全が図られることとなった。2017 年の『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律』の改正では、植物園の設置者または管理者は、国及び地方公共団体が行う施策に協力して、絶滅のおそれのある生物種の保全に寄与するよう努めなければならないと明記されており、生物多様性の保全に関して従来の期待から責務に強化され、植物園の社会的役割はますます大きくなっている。

2. 登録制度について

1) 植物園の現状と制度の問題



2008 年のアンケート結果によると、植物園協会会員 103 園中、登録博物館は 0、相当施設が 12 園、類似施設が 31 園で、会員外の 170 園では、登録博物館が 2、相当施設が 4 園、類似施設が 16 園である(図)。類似施設を含めて博物館として認識されている植物園のうち、登録・指定されている植物園の割合は全体の 27.7%で、中間報告にある「博物館類似施設を含む我が国の 2 割程度しか登録・指定がなされ

れていない(法律で規定されていない博物館類似施設が約 8 割に上る)」(10 頁)という現状は、植物園においてもそのまま当てはまる。これは植物園の設置者の約 75%が都道府県や市町村、学校法人などであり、登録博物館の要件である教育委員会所管の園は 170 園中 7 園しかないことを反映している。

調査対象が異なるのでそのまま比較はできないが、平成 30 年度の社会教育調査によると、植物園 112 施設の博物館としての位置づけは、登録 2、相当施設 9、類似施設 101 となっており(栗原 2021)、登録・指定の割合は 9%になっている。

登録博物館である植物園は 2 園あるが、日本植物園協会には加盟しておらず、植物の専門家としての学芸員が不在なため博物館法が理想とする植物園運営がなされているか疑問があるとの指摘もある(栗原 2021)。一方、国立科学博物館の一部であり日本の代表的植物園として日本植物園協会でも指導的に活動している筑波実験植物園が登録博物館でなく相当施設であるなど、「登録」、「相当」、「類似」という名称から想像される格付けの分類と実状とは乖離しており、名称も含めて登録制度には問題がある。

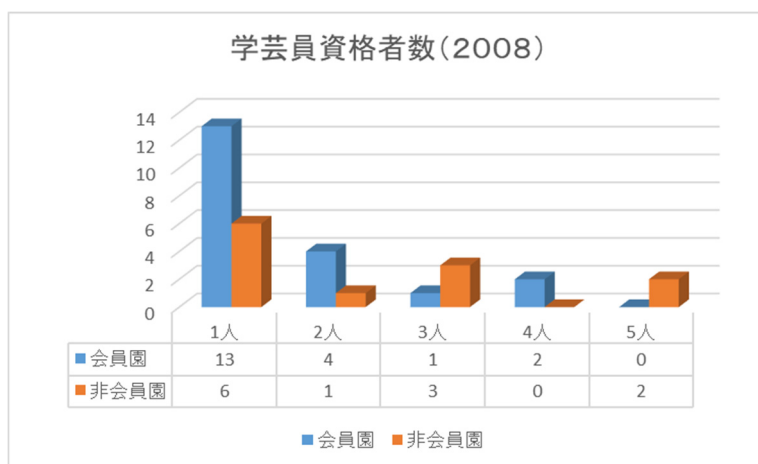
2) 登録あるいは相当施設となる事のメリットがない

そもそも登録あるいは相当施設となる事のメリットが感じられない。中間報告で述べられているように、登録(認証)のインセティブをできる限り拡充することが極めて重要と考える。先に触れた 2017 年

の『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律』の改正では、「認定希少種保全動植物園等」の制度が設けられ、認定されれば希少種の譲渡などが可能となった。このように、植物園の運営・活動に直結するような制度上の優遇措置を講じる必要がある。登録制度の改正だけでなく、中間報告の14頁にある「連動した博物館振興策」が強く望まれる。

3. 学芸員制度について

2008年のアンケート結果によると、園長を除く植物園の常勤職員数は平均11.4人であった。そのうち学芸員資格者の割合が多い技術系職員は176園で平均6.1人、学芸員総数は33人であった。すなわち、技術系職員のうち学芸員は3%しかないことになる。一方、学芸員のいる植物園32園について、その人数をたずねたところ、1人が19園(59%)、2人が5園(15.6%)、3人が4園(12.5%)、以下4人、



5人が各2園(6.2%)であった(図)。すなわち、学芸員がいる園でもその6割は1人という状況で、植物園における学芸員数は極めて少ない。これは中間報告で指摘されている事と一致する(15頁)。その原因として植物園の場合、仕事の基本が植物の栽培管理であり、技術系職員の採用募集では、資格として大学の農学、理学、園芸学、薬学系の出身か、植物に関する同等以上の専門的知識を有することが要求されるが、学芸員資格は問われないことによると思われる。また、実際の職務において学芸員資格を持っていることのメリットがないことから、膨大な時間が費やされる審査認定による資格取得も行われてないことがうかがえる。代わって樹木医などの職務に関係の深い専門性の高い資格や、学位を取得する傾向がみられる。このような中で、植物園に博物館実習に来る大学生に対して、学芸員資格を持たない職員が指導を行うという状況も生じている。

植物園では博物館、美術館と違い、学芸員という職名が一般には使われないことから、技術系職員が博物館の学芸員相当の職であると理解されてない現実がある。この点は植物園側が肩書きとして積極的に使用して普及に努め、博物館としての植物園を社会的に認知させる必要がある。学芸員制度については、学芸員資格者に高度の専門性を持たせるための外国植物園での研修を支援するなど、処遇改善と結びついた議論を期待する。

参考文献

- 栗原祐司. 2021. 博物館法の課題～断章. 大阪市立自然史博物館科学研究費報告書 日本の博物館のこれからⅢ: 1-10.
- 公益社団法人日本植物園協会(編). 2015. 日本の植物園. 485pp. 八坂書房, 東京.
- 社団法人日本植物園協会. 2008. 日本の植物園総合報告書. 158pp.

博物館部会法制度の在り方に関する意見

2021 年 8 月

日本プラネタリウム協議会

はじめに

プラネタリウムを代表して意見を述べるにあたり、プラネタリウムの実情について少しご紹介します。

まず、プラネタリウム施設は、多くは単独で設置されません。通常は何らかの施設・館の一部として運営されます。科学館や天文台の一施設、学校教育センターの一施設のほか、図書館や体育館、ホールなどの複合施設の一施設やホテルや商業施設の一施設としても存在します。博物館について公民館、文化会館、児童館内にプラネタリウムが設置されています（図 1）

◆◆8. プラネタリウム施設の運営について

◆8-1. プラネタリウム施設の設置について
プラネタリウム施設の種別分類

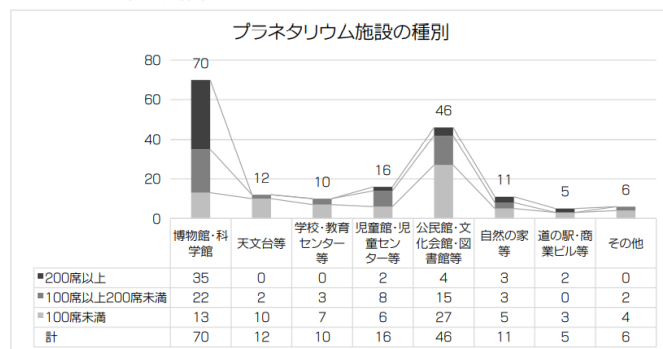


図 8-1. プラネタリウム施設の種別分類

図 1 日本のプラネタリウムの設置施設種別

施設の一部なので、経営の独立性は低くなります。一方が実際の事業運営は、プラネタリウム施設が独立的に行うことがよくあります。専任・専門の担当者が企画運営しています。

プラネタリウム施設の 9 割以上は公立の施設ですが、商業施設のテナントであっても、非営利の地域の学校向けの学習プログラムを用意する、あるいは宇宙に関する教育・普及事業を行い、地域の科学教育活動の拠点となってきました。

このように、プラネタリウムは多様な施設、運営体の一部でありながら、母体の施設の性質とは独立して博物館的な事業を行っているケースが多くあります。これは規模が小さな博物館とは異なる事情といえます。

同様な事例が「科学展示コーナー」です。独立した科学館を持たない自治体が、文化会館や生涯学習センター内にコーナーを設け、ミニ科学館としての活動をしていました。20 年前くらいまでよく見られましたが、行財政の逼迫からこれらコーナーはひっそりとなくなっていき、市民の科学分野の生涯学習の拠点が失われてきました。プラネタリウムは人気もあるため存続していますが、建て替えや耐震補強を契機として数を減らしています。小さくても存続する郷土資料館などには文化財関連法などの根拠や規制、国の支援があるのと違う点です。

このように、特に位置づけが不安定な状況を改善するために、博物館未満の状況の施設も多いプラネタリウム施設に関して、地域の自然科学分野の社会教育活動の拠点としての位置づけを与えるような法制度であることが望ましく考えます。

ここでは、上に述べたような問題意識と、現下のプラネタリウムの運営やあるべき姿を念頭に置きながら、意見させていただきます。

なお、プラネタリウムは全国 47 都道府県すべてにあり、300 施設以上が活動しています。小規模な施設でもプラネタリウムのみで平均年間 9000 人、大規模な施設だと最大で 50 万人近く、平均で 10 万人に迫る利用者があり非常に支持されているといえます。単なる映像館ではそうはいきません。当協議会の毎年の研究発表や会報でも多数の事例が寄せられますが、担当者の活きた活動に裏打ちされてのものと考えています。

1. これからの博物館に求められる役割に関して

1-1 について

同じ文部科学省の中であるので、令和 3 年 4 月（元は平成七年法律第百三十号）施行の「科学技術・イノベーション基本法」との関連についての言及があってもよいと考えます。第 5 章第二十二条には「学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とあります。法律は最近のものですが、この考えはより古く、古典的な啓蒙思想的ではありますが昭和 50～平成初期の施設の設置条例に「科学技術に関する啓発及び知識の普及」はよく記載されています。

現在の文明は科学の体系に依拠しており、科学が生活の不可分な一部です。そして科学は文化の一部でもあります。新型コロナウイルス感染症などの自然とのある意味共生のためには、市民が科学の使い手として成長する必要があります。学校から離れた場でもこれを楽しみながら行うのもミュージアムの役割ではないかと考えます。

1-2 に関して

個別の小さな部分ですが、プラネタリウムはVRなどのシミュレーション技術と親和性が高く、その解説などのスタイルやノウハウはそのまま移行できます。プラネタリウムは美術博物館などにも設置されており、こうした実践やノウハウの分野を超えての共有が今後大切になってくると考えられます。

2. 登録制度について

審査が外形的基準によっているのはよくないという考え方には賛成します。先に述べたように特に独立した土地建物を持たなければいけないという現行の基準は、他施設の一部となっていることが多いプラネタリウムにはなじみません。独立した土地建物は事業の継続性や独立性の担保のためと理解しますが、プラネタリウムは特別な施設であり、また、後

に述べるようにその資料はいわゆる文化財ではなく、知財が中心となってきます。それらを継承することができるかどうかが重要と考えます。

また、施設単位だけでなく、より小さな部門単位の認証制度があるとよいと考えます。それは、先に述べたように施設全体とプラネタリウムの役割の方向性が違うこともあるからです。現状の登録や相当までいかなくても、施設一部だけでもなんらかの認証ができる方策がのぞましいと考えます。

また資料に関連して、プラネタリウムはその専門性を担保するのはプラネタリウム機器であり、それを演示したり、プログラム作成をすることに大きな力をさいています。いうならば、無形の知財が財産であり、資料です。こうした制作活動の実績（シナリオ、研究報告、番組プログラムのソフトそのものなど）を、郷土資料館などの資料と同等に認証のさいの基準にしてもらいたい。

関係して科学実験装置などの展示装置は、消耗し、廃棄し、代替わりします。プラネタリウムもシミュレーターであり一種の科学実験（シミュレーション）を行う展示装置です。これらをどう資料の枠組みにいれるのかを検討していただきたい。動物園の動物も同様であり、類似の検討が必要と考えます。

従来類似施設とされているものを底上げのために、認証していきたいという方向は賛成します。繰り返しになりますが、類似施設未達の施設、しかし多くの市民が利用し学習に使っている実態がある施設を拾い上げる制度であってほしいです（プラネタリウムは小型のものでも年間 9000 人が平均利用者、大型なら 8 万人）。

2-2 登録の方向性について のなかの 審査について

プラネタリウム業界においてナショナル・センターになる施設は存在しません。

国立のプラネタリウム施設は、国立自然の家があり、近いものとしては日本科学未来館にあります。しかし、これらはプラネタリウムを小さなパートとして運用しているだけであり、現状では日本のプラネタリウムを推進しているとはいえません。

主に地方自治体の施設担当者が少しずつ力を出し合って日本プラネタリウム協議会を運営しています。現理事長は複合公共施設の小さなプラネタリウムの担当者です。審査体制をとることは困難です。他の自治体の職員に審査してもらいたいとは思わないでしょう。

かといって、国立博物館の人文系あるいは自然史系博物館の基準に照らすと、プラネタリウムは審査できないと思われます。そこで専門人材がほしいところです。国立科学博物館にプラネタリウムがないので、文化庁内にプラネタリウムや公開天文台などの審査担当者を置くか、あるいは有力施設に国の予算で加配の形でリサーチや審査担当者を置き、実態を知りながら審査やプラネタリウムの連携活動を行うといった方法が考えられます。候補者としては、当協議会の理事長 OB で退職したものなどが考えられます。

3 学芸員制度について

プラネタリウムは博物館の運営のポリシー的な部分は共有しますが、資料の扱いについては異なります。大学での養成において、プラネタリウムが言及されるさいに、誤解に基づいた評価があるやに聞いております。プラネタリウムは博物館ではないからといったことを大学の講義で聞いたというプラネタリウム担当者も少なからずいます。日本プラネタリウム協議会としても情報発信につとめ、他の館種との交流を深める努力は進めていこうと考えています。一方で、学芸養成をしていく上で、プラネタリウムの理解ができるような仕組みをいれていただけるよう機会を作っていただきたいと思います。

学芸員の専門性について、旧来の資料の取り扱いと展示、学術的な調査研究を物差しにするのだと、プラネタリウムは単独では特に資料の定義によっては仲間に入れられなくなります。動物園なども同様と考えます。一方で、美術館の学芸員が科学館の学芸員をやれるかという、不可能ではないにせよ問題は多いでしょう。学芸員は分野ごとの専門性があり、モノの資料を扱うか、知財的なものを扱うかでも違います。また、研究にしても資料に向かう学術研究か、資料ではなく市民に向かう教育やコミュニケーションや市民参画なども重要であり、1-2.これからの博物館に求められる役割 に掲げられた博物館の定義と整合性がある評価や養成が必要と考えます。

博物館に関わる仕事をする学芸員と別の資格制度を考えるのは一考です。それが学芸員のサブセットであれば学芸員補との差がなく意味がないと思います。なお、資格はそれが採用などに生かされなければ意味がありません。館の登録等の審査とセットにすべきかと思えます。

なお、専門人材の位置づけは小規模施設、自治体では極めて厳しく、能力向上はプライベートの活動に依拠しているケースも多々あります。これでは専門スキルが向上しないので、複数年職場であれば、相互国内留学などを促すといった制度があってもよいと考えます。いわゆる割愛ではなくとも、他所で勤務できるような方法はないでしょうか。長期出張研修（半年程度）など柔軟に考えられるのではないかと考えます。単人職場であれば、研修中の補助職員の派遣なども可能ではないでしょうか。

報告からすこしはみ出る部分もありましたが、全体をみてコメントいたしました。よろしく願います。

以上

「博物館法制度の今後の在り方（審議経過報告）」（案）に関する意見について

令和 3 年 8 月

全国歴史民俗系博物館協議会

日頃より、全国歴史民俗系博物館協議会の活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 7 月に文化審議会博物館部会によりご提示がありました「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」（案）につきまして、当協議会は下記の通り集約した意見を提出いたします。

引続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 これからの博物館に求められる役割

- ・現時点においては、記載されている内容で十分網羅されていると考える。

2 登録制度について

2－1. 現行制度の課題とこれまでの議論

- ・②に、「審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない」とあるが、「博物館としての機能や活動の質」を重視することは首肯できるものの、客観的な指標として、一定の「外形的な基準」は必要なのではないかと考える。ある種の「外形的な基準」は「博物館としての機能や活動の質」と高い関連を有しているのではないかと考える。

2－2. 新しい登録制度の方向性について

（制度の理念と目的）

- ・「審査と登録を通じて各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく『底上げ』と『盛り立て』を行うことにより、博物館の発展に寄与する」という方向性そのものは評価できるが、現実には審査を受けるために、現在の大学評価の現場で陥っている「評価のための業務」の増大に類する事態を招く危険性もある。

また、マンパワーに乏しい中小館などは、審査と登録を受けるためのペーパーワークに忙殺される事態を招くことも危惧される（大規模館にしたところで、新しい業務に振り向けられる人的余裕は決して豊かではない）。また、10年に一度程度の更新という点に関して

も、教員免許の更新制度が、結局は廃止の方向に向かっていることも念頭に置く必要があるだろう。

- ・法制度の改正に伴う具体的なメリットについての議論が進められていないため、新法制度下での新たな博物館登録（認証）や更新に際しての手続きだけが増えた反面、支援やメリットが実感できない法制度になってしまうことが懸念される。

- ・登録・認証について、より実効的なものとしていくための施策の検討については大いに賛同できる。ただ、ICOM 京都大会や近年の全国博物館大会での議論に見られるように、博物館に期待される役割が大きく拡充している 現状にかんがみれば、一律の「登録（認証）博物館」という在り方が良いのか、さらに検討が必要と考える。博物館が有している多様性や個性を尊重し、それぞれの活動の質を担保して全体としての水準を向上させようという趣旨に基づけば、審査の結果として「○か×か」という一次元的な「登録 認証」ではなく、評価の軸を多様化し、それぞれの評価軸に基づき「登録（認証）」も多様な在り方を検討することも選択肢に入れるべきと考える。例えば、多様な審査基準・項目（従来の外形的な基準に加え、また 調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc. についてポイント制（わかりやすく言えば「星○個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「○○分野における認証博物館」などとすることも可能ではないか。また、このような情報を国が強力に広報することにより、各博物館の個性的な活動や強みを国民に発信することができると思う。

- ・博物館の「底上げ」を促すような支援が、登録・指定のメリットにつながるよう具体的な支援策の検討を希望する。

（制度の対象範囲）

- ・登録制度について、設置者の法人類型による制限をなくしていくという方向は、地方独立行政法人が設置主体である館にとっては望ましいものと受け止める。

- ・登録制度の充実のため国・独法や大学等への対象範囲の拡大については賛成する。

- ・法制度に取り込む博物館の範囲を国・独法・大学・地方独法・株式会社など広くするとの方向性だが、そもそも公益性を重視すべき博物館と営利を追求する株式会社とが相容れるのだろうか。

（審査主体・プロセス）

- ・第三者組織は、審査基準・審査項目の設定や運用基準についての専門性の担保のために関与を行い、実務としての審査は引き続き国及び都道府県・指定都市が担うことが適切であると思う。審査については公平性・公正性・継続性が担保される必要があり、自治体においては、教育委員会制度がそのような機能を本来担っているところである。審査の公平

性・公正性・継続性の担保という観点から、審査の実務は従来通り実施することが望ましい。

(連動した博物館振興策)

- ・調査研究やコレクションの管理など博物館の基本的な機能に対する支援が必要ではないか。

- ・博物館のネットワーク化の観点から、博物館設置者の法人類型緩和に伴い登録（認証）博物館が集積するエリアが出来る場合、これらの博物館が連携して実施する賑わいづくりなどの事業に対する支援を検討してほしい。

3 学芸員制度について

- ・学芸員制度の今後の在り方について、拙速な議論を避け、中長期的課題として引き続き検討していくことは賛成である。新たな「認定」や「士」などの呼称が、学芸員の待遇や質的向上ではなく、実態を伴わない格付けにつながらないように、十分に留意する必要がある。検討作業においては、できるだけ幅広く、かつ多くの現場の声をくみ上げるかたちをとってほしい。

- ・学芸員の研修について、より一層の充実を希望する。

4 その他意見

- ・今回の意見ヒアリングをもとに今後、踏み込んだ提案や議論がなされていくということであれば、進捗状況をお知らせいただき、その都度、具体的な論点について意見があればお伝えしていきたい。

以上